

議 案 目 録

令和3年(2021年)11月29日

番 号	件 名
議案第 82 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第11号))
議案第 83 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第12号))
議案第 84 号	令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第13号)
議案第 85 号	令和3年度(2021年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 86 号	令和3年度(2021年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 87 号	令和3年度(2021年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 88 号	令和3年度(2021年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 89 号	令和3年度(2021年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 90 号	彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第 91 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 92 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 93 号	ひこね燦ぱれすの設置および管理に関する条例を廃止する条例案
議案第 94 号	彦根市男女共同参画センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 95 号	夢京橋あかり館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 96 号	彦根市営中央駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 97 号	彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 98 号	高宮駅コミュニティセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 99 号	彦根市都市公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 100 号	彦根市デイサービスセンターきららおよび彦根市グループホームゆうゆうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議案第 101 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 102 号	彦根市副市長の選任につき同意を求めることについて
報告第 29 号	損害賠償の額の決定について
報告第 30 号	損害賠償の額の決定について
報告第 31 号	損害賠償の額の決定について

議案第 90 号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号イを次のように改める。

イ 秘書および渉外に関すること。

第 1 条第 2 号オ中「(行政のデジタル化の総合的な推進に関することを除く。)」を削り、同号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとする。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「長期優良住宅法」という。)の規定に基づく計画の認定事務」を「長期優良住宅法」という。)の規定に基づく計画の認定等の事務」に改める。

第 2 条中「長期優良住宅法の規定により計画の認定」を「長期優良住宅法の規定により計画の認定等」に改める。

第 3 条の 5 の見出し中「長期優良住宅建築等計画認定」を「長期優良住宅建築等計画認定等」に改め、同条中「認定を申請する」を「認定等を申請する」に改め、同条の表(1)の項中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同項ア(ア) a 中「45,000 円」を「47,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「69,000 円」を「71,000 円」に、「26,000 円」を「22,000 円」に改め、同項ア(ア) b 中「67,000 円」を「71,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「23,000 円」を「22,000 円」に、「103,000 円」を「106,000 円」に、「38,000 円」を「33,000 円」に改め、同項ア(ア) c 中「89,000 円」を「95,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「31,000 円」を「30,000 円」に、「138,000 円」を「141,000 円」に、「52,000 円」を「44,000 円」に改め、同項ア(イ) a (a) 中「63,000 円」を「66,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「17,000 円」を「14,000 円」に、「94,000 円」を「99,000 円」に、「26,000 円」を「21,000 円」に改め、同項ア(イ) a (b) 中「99,000 円」を「105,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「26,000 円」を「22,000 円」に、「148,000 円」を「157,000 円」に、「40,000 円」を「32,000 円」に改め、同項ア(イ) a (c) 中「208,000 円」を「220,000 円」に、「評価書面」を

「確認書等」に、「53,000 円」を「42,000 円」に、「311,000 円」を「329,000 円」に、「80,000 円」を「63,000 円」に改め、同項ア(イ) a (d)中「363,000 円」を「382,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「80,000 円」を「59,000 円」に、「542,000 円」を「572,000 円」に、「122,000 円」を「88,000 円」に改め、同項ア(イ) a (e)中「634,000 円」を「661,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「118,000 円」を「74,000 円」に、「945,000 円」を「992,000 円」に、「181,000 円」を「111,000 円」に改め、同項ア(イ) a (f)中「1,168,000 円」を「1,217,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「214,000 円」を「131,000 円」に、「1,741,000 円」を「1,824,000 円」に、「328,000 円」を「196,000 円」に改め、同項ア(イ) a (g)中「1,692,000 円」を「1,760,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「298,000 円」を「174,000 円」に、「2,522,000 円」を「2,638,000 円」に、「457,000 円」を「259,000 円」に改め、同項ア(イ) a (h)中「2,083,000 円」を「2,165,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「367,000 円」を「213,000 円」に、「3,105,000 円」を「3,246,000 円」に、「563,000 円」を「318,000 円」に改め、同項ア(イ) b (a)中「41,000 円」を「42,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「14,000 円」を「12,000 円」に、「61,000 円」を「63,000 円」に、「22,000 円」を「18,000 円」に改め、同項ア(イ) b (b)中「67,000 円」を「69,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「24,000 円」を「21,000 円」に、「100,000 円」を「103,000 円」に、「36,000 円」を「32,000 円」に改め、同項ア(イ) b (c)中「120,000 円」を「123,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「40,000 円」を「30,000 円」に、「179,000 円」を「184,000 円」に、「62,000 円」を「46,000 円」に改め、同項ア(イ) b (d)中「223,000 円」を「229,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「75,000 円」を「57,000 円」に、「334,000 円」を「342,000 円」に、「115,000 円」を「85,000 円」に改め、同項ア(イ) b (e)中「370,000 円」を「379,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「125,000 円」を「98,000 円」に、「554,000 円」を「568,000 円」に、「193,000 円」を「147,000 円」に改め、同項ア(イ) b (f)中「687,000 円」を「705,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「229,000 円」を「162,000 円」に、「1,030,000 円」を「1,056,000 円」に、「352,000 円」を「242,000 円」に改め、同項ア(イ) b (g)中「956,000 円」を「981,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「314,000 円」を「199,000 円」に、「1,433,000 円」を「1,470,000 円」に、「482,000 円」を「297,000 円」に改め、同項ア(イ) b (h)中「1,159,000 円」を「1,189,000 円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「374,000 円」を「212,000 円」に、「1,737,000 円」を「1,782,000 円」に、「575,000 円」を「317,000 円」に改め、同表(2)の項中「第 5 条第 4 項第 4 号イ」を「第 5 条第 6 項第 4 号イ」に改め、同表(3)の項中「第 9 条第 1

項」の次に「または第3項」を加え、同表(4)の項の次に次のように加える。

(5) 長期優良住宅法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき160,000円
--	---------------

第3条の5の表備考1中「評価書面」を「確認書等」に、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面」を「第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正後の第3条の5の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査の手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

議案第 92 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 93 号

ひこね燦ぱれすの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

ひこね燦ぱれすの設置および管理に関する条例を廃止する条例

ひこね燦ぱれすの設置および管理に関する条例(平成 14 年彦根市条例第 47 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前のひこね燦ぱれすの使用に係る使用料およびひこね燦ぱれすの冷暖房、付属設備等の使用に係る経費については、廃止前のひこね燦ぱれすの設置および管理に関する条例第 8 条および第 10 条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

議案第 94 号

彦根市男女共同参画センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市男女共同参画センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市男女共同参画センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市男女共同参画センター
- (2) 所在地 彦根市平田町 670 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 ウィズで集う会
- (2) 代表者 代表 柴 田 雅 美
- (3) 所在地 彦根市平田町 680 番地 1

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 95 号

夢京橋あかり館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

夢京橋あかり館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

夢京橋あかり館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 夢京橋あかり館
- (2) 所在地 彦根市本町二丁目 1 番 3 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 株式会社夢京橋
- (2) 代表者 代表取締役社長 木 村 泰 造
- (3) 所在地 彦根市本町二丁目 1 番 3 号

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 96 号

彦根市営中央駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市営中央駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市営中央駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市営中央駐車場
- (2) 所在地 彦根市京町二丁目 1 番 27 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 公益社団法人彦根市シルバー人材センター
- (2) 代表者 理事長 高 橋 貞 夫
- (3) 所在地 彦根市開出今町 1419 番地

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 97 号

彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
彦根市営河瀬駅前西口駐車場	彦根市川瀬馬場町 1375 番地 3
彦根駅前第 1 自転車駐車場	彦根市古沢町 141 番地 10
彦根駅前第 2 自転車駐車場	彦根市旭町 536 番地
河瀬駅前東口自転車駐車場	彦根市南川瀬町 1521 番地 11
河瀬駅前西口自転車駐車場	彦根市川瀬馬場町 924 番地 9

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店

(2) 代表者 支店長 大 村 暎 貴

(3) 所在地 大阪市西区南堀江一丁目 12 番 19 号四ツ橋スタービル 9 階

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 98 号

高宮駅コミュニティセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

高宮駅コミュニティセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

高宮駅コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 高宮駅コミュニティセンター
- (2) 所在地 彦根市高宮町 876 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 高宮学区連合自治会
- (2) 代表者 会長 大 橋 和 夫
- (3) 所在地 彦根市高宮町 2311 番地

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 99 号

彦根市都市公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市都市公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市都市公園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称	所在地
金亀公園	彦根市金亀町 3029 番地 1 外
荒神山公園	彦根市日夏町 4782 番地外
庄堺公園(ばら園、はなしょうぶ園およびハーブ園に限る。)	彦根市開出今町 1428 番地 2 外

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名および団体の所在地

- (1) 名 称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地(グリーンプラザ 3F)

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 100 号

彦根市デイサービスセンターきららおよび彦根市グループホームゆうゆうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市デイサービスセンターきららおよび彦根市グループホームゆうゆうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市デイサービスセンターきららおよび彦根市グループホームゆうゆうの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称	所在地
彦根市デイサービスセンターきらら	彦根市川瀬馬場町 1015 番地 1
彦根市グループホームゆうゆう	彦根市川瀬馬場町 1015 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 公益財団法人豊郷病院
- (2) 代表者 代表理事 佐藤 公彦
- (3) 所在地 犬上郡豊郷町八目 12 番地

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 101 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

彦根市立小中学校 学習者用端末用充電アダプタ

2 契約金額

16,548,939 円

3 契約の相手方

(1) 所在地 彦根市安清町 5 番 15 号

(2) 名 称 リコージャパン株式会社 滋賀支社滋賀第二営業部彦根第一営業所

(3) 代表者 部長 西 村 久 敏

4 契約方法

指名競争入札

議案第 102 号

彦根市副市長の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕行

彦根市副市長の選任につき同意を求めることについて

彦根市副市長に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市高宮町 2067 番地 76
- 2 氏 名 安 藤 博
- 3 生年月日 昭和 41 年(1966 年)2 月 22 日

平成 26 年 6 月) 彦根市議会議員

平成 30 年 4 月

平成 30 年 5 月) 彦根市議会議長

平成 31 年 4 月

令和元年 5 月)

至 現 在) パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
ビューティ・パーソナルケア事業部彦根工場工場長

令和元年 5 月) 彦根商工会議所常議員

至 現 在

令和元年 5 月)

至 現 在) 公益社団法人滋賀労働基準協会彦根・長浜支部労働衛生部会長
(理事)

令和元年 11 月)

至 現 在) 彦根商工会議所金属工業部会副部会長
" 彦根城世界遺産登録推進委員会副委員長

令和 2 年 1 月)

至 現 在) 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根
市準備委員会委員

令和 2 年 8 月) 公益社団法人彦根納税協会代議員

至 現 在

報告第 29 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 18 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)10 月 22 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 129,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 2 月 25 日午後 10 時頃、相手方の車両が市道松原 14 号線から相手方の車庫に進入しようとしたところ、当該道路を横断する側溝の壁面が崩壊し、当該側溝上に設置していたグレーチングが跳ね上がったことにより、相手方の車両および相手方が当該道路に沿って設置していた鉄板が損傷したもの

報告第 30 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 20 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)10 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 19,800 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 9 月 9 日午後 3 時頃、彦根市○○○○○○○○○○において、市道八坂町大通り線から当該敷地に進入した公用車が、相手方が当該敷地に設置していたカラーコーンおよび水栓を前輪で踏んだことにより、当該カラーコーンおよび水栓が損傷したもの

報告第 31 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 21 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)11 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 48,900 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 6 月 11 日午前 10 時から午前 11 時までの間、彦根市日夏町 3647 番地 3 の天神堂公園において、職員が除草作業を行っていたところ、当該作業により跳ね上がった小石が、当該公園の隣地上の相手方の家屋の窓ガラスに当たったことにより、当該窓ガラスが損傷したもの